

## 2018府民バレーボール大会実行委員会会則

### 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、2018府民バレーボール大会実行委員会（以下「大会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(目 的)

第3条 本会は、広く府民が手軽に参加できるバレーボールフェスティバルとして、府民の健康・体力づくりや互いの親睦に寄与するとともに、生涯スポーツ社会づくりの契機となることを願って、大会の準備と運営に当たる。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 大会運営についての基本方針の策定及び総合企画に関すること。
2. 後援団体・協賛団体・その他関係団体及び諸機関との連絡調整に関すること。
3. 開催種別・種別競技会場の借用・準備に関すること。
4. 大会の開・閉会式に関すること。
5. 競技運営に関すること。
6. その他大会開催に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

(組 織)

第5条 本会の委員は、大阪府市町村バレーボール連合、大阪府バレーボール協会、会場地市町村バレーボール協会（連盟）、その他関係機関及び関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから、会長がこれを委嘱する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委 員 若干名（内、常任委員若干名）
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 若干名

2. 会長は、大阪府市町村バレーボール連合会長をもって充てる。

(役員の委嘱)

第7条 副会長、常任委員及び監事は、委員の内から会長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
3. 会計は、経理を掌る。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員任期は、本会の目的事業を達成する日までとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(顧問及び参与)

第10条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
3. 顧問は、重要な会務の諮問に応ずる。
4. 参与は、重要な会務に参与する。
5. 前条の規定は、顧問及び参与について、これを準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第11条 本会に次の会議を置く。

1. 総 会
2. 常任委員会

(総 会)

第12条 総会は、必要に応じ会長が召集し、会長及び委員をもって構成する。

2. 総会の議長は、会長がこれに当たる。
3. 総会は、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
  - (2) 大会の開催及び運営の基本方針に関する事。
  - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他重要な事項に関する事。
4. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、会長、副会長、及び常任委員をもって構成する。

2. 常任委員会は、必要に応じて会長が召集し、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 総会により委任された事項
  - (2) 総会を招集するいとまのない緊急事項
  - (3) 会長が必要と認めた事項
  - (4) 前条第2項及び第4項の規定は常任委員会の会議について、これに準用する。  
この場合において、前条第2項及び第4項中「総会」とあるのは、「常任委員会」と読み替えるものとする。

### 第4章 専決処分

(専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2. 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 専門委員会

(専門委員会)

第15条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成し、常任委員会が付託した専門的事項を審議する。

2. 専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 会計

(会 計)

第16条 本会の会計は、大会参加料及び協賛団体の寄付金収入等をもって充てる。

### 第7章 補則

(地区大会実行委員会の設置)

第17条 地区大会の競技運営を適正に行うため、別に、各地区実行委員会を設置する。

2. 各地区の実行委員会の設置については、それぞれの大阪府市町村バレーボール連合地区協議会に一任するものとする。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成30年4月1日から施行する。